

中標津町自治基本条例（仮称）策定会議設置要綱

（趣旨）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定にあたり、庁内組織の機能的な運営を図り、円滑な策定作業を推進するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）より提出される基本条例の原案を検討し、町議会に付議する基本条例案を決定する機関として中標津町自治基本条例（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（策定会議）

第3条 策定会議は、次の各号の事項を検討し、基本条例案を決定する。

- （1）基本条例の原案
 - （2）検討事項の調整、総合化
 - （3）その他必要な事項
- 2 策定会議の委員は、町長及び副町長、教育長並びに事務分掌上に定める各部長、会計管理者、病院事務長、議会事務局長、消防長をもって組織し、委員長は町長、副委員長は副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定会議を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 策定会議の会議は、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。
- 5 委員の任期は、策定会議設置の日から基本条例策定終了までの期間とする。

（事務局）

第4条 策定会議の事務局は、総務部企画課に設置する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。